慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「危機」の年(1938年)の財政過程：国防軍財政を中心として
Sub Title	Militär und Finanzen des deutschen Reichs im Krisenjahr 1938
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1988
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.80, No.6 (1988. 2) ,p.547(1)- 577(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19880201-0001
Abstract	
Notes	大熊一郎教授追悼特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19880201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」80巻6号（1988年2月）

「危機」の年（1938年）の財政過程

——国防軍財政を中心として——

大　島　通　義

1　はじめに
（1）　考察の対象
（2）　1938年にいたる経済と財政の発展——概観
2　軍備拡張資金調達方式の転換
3　「総統命令」と国防軍支出
（1）　1938年度上半期の動向
（2）　「総統命令」とその作用
（3）　軍備拡張政策の展開
4　当事者の状況把握
（1）　ライヒ大蔵省ないし蔵相
（2）　国防軍統合司令部国防経済部
5　国庫危機をめぐる財政過程
（1）　公債発行の推移
（2）　特殊手形の流通と金融市場
（3）　国庫収支の推移
（4）　1939年における国防軍支出

1　はじめに

（1）　考察の対象

第三帝国の1938年は様々な「危機」の症候に満ちていた。対外関係の面では近隣諸国への侵略が開始され，内政面では，1933年以来の国防軍指導者が解任されるのと同時に，ヒトラー自身がその統帥権を掌握した。経済の面では，ドイツはすでに完全雇用を達成していたが，1936年の四ヵ年計画の開始とともに原材料と労働力の不足が顕著となり，外貨の不足もこれに加わって，軍備拡張政策は軍需生産の深刻な隘路に逢着していた。そのような状況のなかで，本格的な対外侵略の準備がヒトラーによって指示され，1938年夏以降のドイツ経済は混沌の様相を深めてゆく。

第三帝国の財政史への関心からすれば，この年の3月にメフォ手形による軍備拡張資金の調達[(1)]は

注（1）　第三帝国の軍事費の手形金融については，大島〔1986〕を参照されたい。Blaich〔1987：22〕は，「メフォ手形を軍備資金調達の<核心>と特徴づけるのは適当ではない」と述べているが，メフォ手形の規模と役割を見誤った評価と言わざるをえない。

停止され，軍備拡張のための財政は新しい局面に入ることとなる。それは，政治や経済の発展においてと同様，戦時体制へ向けての局面の転換でもあった。そこでのライヒ財政の運営においては，「危機」の年にふさわしく，国庫における資金の枯渇，国防軍支出の抑制の指示といった異例の事態が展開された。1939年1月のライヒ銀行総裁シャハトの辞任も，この過程における一つの象徴的な事件である。

第三帝国の本格的な財政史は未だに書かれていないが，この時期のライヒ財政に焦点を合わせた個別研究もまた試みられたことはない。1938年度にはライヒ財政支出の過半は軍事費によって占められていたから，この時期の財政過程を論ずるとすれば，国防軍財政という資料利用の観点からして極めて困難な領域に立ち入らざるをえない。最近の研究で注目に値するのは，軍事史研究の視角からするこの時期の軍備拡張の経済過程の分析である。(2) それは，対象とする事柄の性格からして当然に，軍備拡張に内在するインフレーションの危険について光をあてるものとなっている。

本稿は，財政史研究の視角からするこの問題への接近の試みである。考察の出発点は，1938年3月末の軍備拡張資金調達方式の転換に求められ，これに続く時期の国防軍支出の動向を跡づけながら，当事者達がこれにどのように対処し，あるいは，状況を判断していたのかを考察し，さらに，この過程にかかわる財政・金融上の諸要因を分析することとする。

第1図：経済諸指標の推移（1928～1938年，1928＝100）

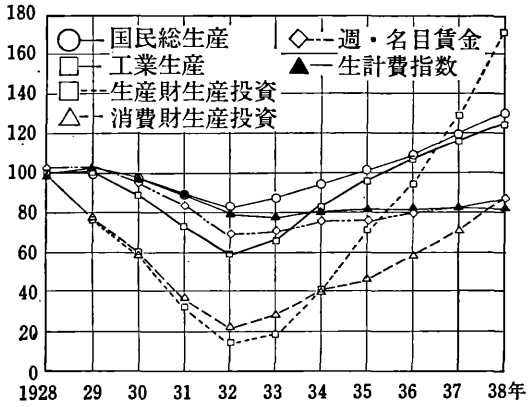

資料出所：Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebiets〔1949：463, 602〕; Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Wirtschaft*, S. 46, 90; Deutsche Bundesbank〔1976：37〕

（2） 1938年にいたる経済と財政の発展——概観

ヒトラー政権が成立した1933年1月末は，ドイツにおける景気後退が底をついた直後の時期に相当する。その時点で失業者は601万人（1933年平均480万人）に達していたが，1936年の年平均失業者数は159万人，1937年には91万人，1938年には43万人にまで減少した。(3)

注（2） Geyer〔1981〕本稿の論述においては，これに学ぶところが大きかった。併せて参照されたい。
（3） Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebiets〔1949：484〕.

第2図　1933～38年度の主要財政指標（100万 RM）

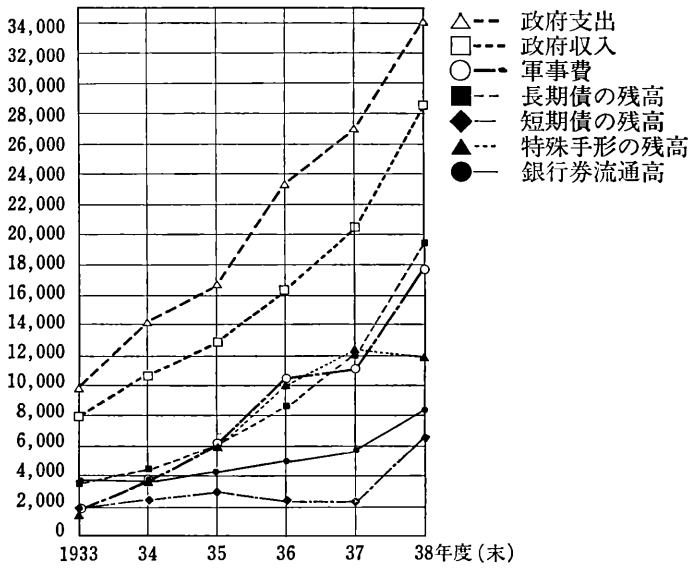

資料出所：*Reichshaushaltsrechnungen 1933-1988*, in：BA：RD 47/3；Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statistik*；大島〔1986：80〕；Deutsche Reichsbank, *Verwaltungsberichte*, 1933-1938.

この間，第1図に明らかなように，国民総生産は1935年に1928年の水準を回復した。工業生産もまた1935～36年に1928年の水準を取り戻して一層の上昇を示すのだが，注目されるのは，生産財生産のための投資が顕著な回復ないし増加を記録するのに対して，消費財生産のそれが1938年においてもなお1928年水準を達成していないことである。この10年間に，国民経済における資源の配分は著しい変化を遂げたのである。この変化が軍需生産の急激な拡張に密接にかかわるものだったことは明らかである。

同時に注目すべきことは，その際，労働者の賃金水準が1938年になっても28年水準を回復していないことである。そして，生計費指数もこの賃金水準の動向とほとんど軌を一にした発展を示している。ここには，ナチス政権初期における労働者の団結権の剝奪，それ以来の賃金抑制政策，さらには，1936年10月26日に公布された価格統制措置の作用を見ることができるだろう。

この間のライヒ財政の発展を示す主な指標は，第2図のとおりである。1933年度以降のライヒ財政の急激な膨張の主因は，軍事費にあった。その際重要なことは，軍事費の発展が年度によって屈折を示していることである。軍事費が高い成長率を記録するのは36年度と38年度であり，37年度にはその停滞が顕著である。1936年には，第二次大戦開戦までの陸軍の軍備拡張政策の基礎をなした8月計画が策定され，また，四ヵ年計画が発足した。他方，この頃から原材料と労働力の不足が顕著となり，軍需生産は隘路に直面してゆく。37年度における軍事費の停滞はその反映だった。

このような発展を受けて展開される1938年度のライヒ財政の収入と支出を，1933～37年度を一括したそれと比較したのが第3図である。ここに明らかなように，1938年度には軍事費が支出の50%

第3図　1933～37年度と38年度の財政収支構成の比較

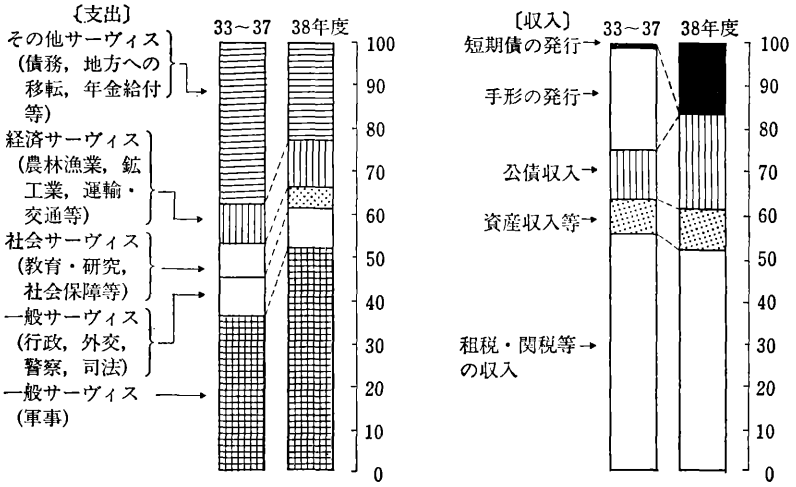

資料出所：*Reichshaushaltsrechnungen 1933-1938*, in：BA：RD 47/3.

を超える水準に達した。これ以外に多少とも比重の増大を見たのは，警察・治安関係支出と四ヵ年計画投資を含む経済サーヴィスのための支出である。そして，同様に際立った変化が収入面にも見られた。すなわち，1938年度には手形金融による資金調達が消滅し，代わって政府短期証券および公債発行への依存が増大した。この政府短期証券のなかに，メフォ手形に代わって導入された納入者国庫証券が含まれている。他方，税収は支出の52%をまかなえたに過ぎない。このような収支の構成変化が財政運営にどのように作用したかが，本論で明らかにすべき課題の一つである。

2　軍備拡張資金調達方式の転換

1938年3月末日にメフォ手形の発行が停止されたあと，4月からは，国防軍支出はその全額がライヒ歳計に計上されることになった。租税等の経常財源と公債収入を充当してなお不足する分は，納入者国庫証券 Lieferungsschatzanweisungen と呼ばれる割引国庫証券の発行によってまかなわれることになった。なお，この制度は1年間の予定で発足したが，実際には1939年4月末まで実施された。納入者国庫証券は，6ヵ月満期の割引国庫証券である。メフォ手形と異なり，ライヒ銀行による再割引は認められず，担保適格性のみが認められ，割引率は3％（担保利率は5％）とされた。(4) 1938年4月1日より，国防軍は，軍需物資の代金支払にあたって，現金による支払が困難な金額をこの納入者国庫証券の発行・交付によってまかなうこととなった。

納入者国庫証券の発行と流通にかんする基本的な考え方は，ライヒ大蔵省が起草した「将来の軍備拡張資金調達にかんする基本方針」(3月10日付)(5) に明らかなので，以下その要約を紹介する。な

注（4）"Merkblatt 1938 über Lieferungsschatzanweisungen, Ausgabe März 1938", in：BA：R 2/3845.

おこの文書は，ライヒ大蔵大臣シュヴェリン・フォン・クロズィク，ライヒ銀行総裁シャハトと国防軍統合司令部長官カイテルの同意を経て確定された。(6)

(1) 無統制な通貨および信用の創出という従来の方法は，財政・経済ならびに通貨政策上著しい緊張をもたらした。その停止が当面の課題である。各省庁は承認された資金計画の範囲内で行動し，歳計の均衡と通貨の安定を脅かすことがあってはならない。

(2) 国防軍支出は，今後は通貨増発によることなく，経常財源により，それが不可能な場合は短期金融市場および資本市場をつうじて調達されなければならない。その際，1938年度の軍備計画の規模は110億RMと予定される。

(3) メフォ手形は，かかる手段をもって創出しうる信用の限度である120億RMに達した。この手形のライヒ銀行への流入の規模は増大しつつある。そのため，この信用創出方法は，変更されねばならない。1938年度については，軍備計画110億RMの全額の資金調達にライヒ大蔵省があたることとし，うち，60億RMは経常財源により，また，50億RMは短期金融市場および資本市場をつうじて調達する。その際，軍需企業は，月額3億5,000万RMまでを6ヵ月満期の国庫証券によって支払を受ける。

(4) これまでの軍備資金調達を可能としてきたのは厳格な資本市場の統制であり，それは今後とも維持されねばならない。かつて設置された資本市場委員会は今後，三つの主務機関の長，すなわち，ライヒ大蔵大臣，ライヒ経済大臣，ライヒ銀行総裁により構成することとし，ライヒ銀行総裁が議長を務める。

(5) 軍備拡張資金の追加需要により，また，短期金融市場および資本市場の厳格な統制にもかかわらず，メフォ手形が望ましくない規模でライヒ銀行に流入する危険を避けるために，短期金融市場において新たに流通する国庫証券を可能なかぎり20億RMの範囲に止める。それは，市場がメフォ手形を受け入れる余地を失わせないためである。

(6) ライヒ大蔵省は，軍事関係以外の支出の徹底した抑制と，あらたな財源の確保に努力する。ライヒ銀行は，資本市場の動員をあらゆる手段をもって促進する。国防軍は，節約に徹して所与の資金枠を維持する。予想を超えた困難が生じた場合には，関係部局は採るべき措置についてただちに協議する。

(7) 1939年には，メフォ手形が初めて満期を迎える。同年度以降，その償還，および，将来満期となる手形の償還のために，経常財源または公債収入より一定額を支出する。メフォ手形の償還が不可能となりその満期日の延期が避けられなくなった場合には，ライヒ大蔵大臣とライヒ銀行総裁は，ライヒの財政状況と通貨面での必要とを考慮して協定することとする。

以上

注（5） "Richtlinien für die künftige Rüstungsfinanzierung", (den 10. Mär. 1938), in : BA : R 2/3845.

（6） Vermerk, den 14. Mär. 1938, in : BA : R 2/3845.

納入者国庫証券の創設と，上記「基本方針」の三者による合意，これが1938年度初めにおける国防軍財政の出発点だった。要するに，これによって，国防軍支出は全面的に歳計に計上されることになり，ライヒ大蔵省の管轄下に統合された。ライヒ銀行は，これまでメフォ手形の発行額の決定とその再割引保証をつうじて国防軍支出に関わっていたが，今後は，国防軍支出の決定はライヒ大蔵省と国防軍当局との交渉に委ねられ，ライヒ銀行は直接これに関わらないこととなり，また，メフォ手形発行の場合のように軍備拡張のための資金調達の影響を直接受けないですむ立場に立つこととなった。軍備拡張の金融は，中央銀行の介入を前提とするものから市中消化を原則とするものへと転換したのである。これが中央銀行信用の追加をもたらさないようにするには，納入者国庫証券の発行高が市中消化の可能な範囲を超えず，市中金融機関の資金保有を圧迫してメフォ手形のライヒ銀行への還流を促すおそれのないものでなければならなかった。そこで問題となる納入者国庫証券の発行額は，さきの説明から明らかなように，国防軍の支出需要と経常財源によるその支払可能な限度とによって決まる。後者が基本的には税収によって規定され短期的には裁量不可能とすれば，納入者国庫証券の発行額は，結局，ライヒ大蔵省が国防軍支出をどこまで統制しうるのか，あるいは，三軍における軍備拡張の動態が財政需要をどのように規定するのか，そして，2月4日の総統命令によって名実ともに三軍に対する統帥権を掌握したヒトラーの指示による軍事政策がいかなる展開を示すかにかかっていた。

3 「総統命令」と国防軍支出

（1） 1938年度上半期の動向

すでに見たように，1938年度には，ライヒ大蔵省の当初の予定では国防軍支出として110億RMが見込まれ，そのうち，60億RMは経常財源，10億RMは長期債の発行，40億RMは納入者国庫証券の発行によってまかなわれるはずだった。(7) この総額は，1937年度の支出実績とほぼ等しい金額である。また，空軍内部での1938年度予算にかんする担当官の協議（1月12日）においても，同様の見通しが確認されていた。すなわち，1937年度に空軍の支出は過去最大の規模に達した。だが，国防軍支出の増大に税収の増加が追いつかず，また，通貨を危険に陥れないためにメフォ手形金融を停止しなければならない現状では，1938年度の支出は前年度を15%程度下回る水準に押さえなければならないとされ，これについて何らの異議も出されなかった。(8)

しかし，現実には国防軍は，年度の初から5ヵ月の間にすでに前年度支出の7割に相当する70億7,330万RMを支出した。(9) これは年額に換算して約170億RMの支出に相当し，予定された110億RM

注（7） Abt. I (des Reichsfinanzministeriums), F 3020 B-717 I, betr.: Finanzierung der Rüstungsausgaben, den 1. Mär. 1938, in: BA: R 2/3845. ただし，歳計上の予算額ではない。1938年度開始の時点では，予算は確定していなかった。

（8） LC VI 1 A 2, Bearb.: R. O. I. Kopp, Vermerk über die Besprechung am 12. 1. 1938, den 13. 1. 1938, in: BA-MA: RL 3/74.

第 4-1 図　1937～38 年における原料消費の推移・非鉄金属（1,000 トン）

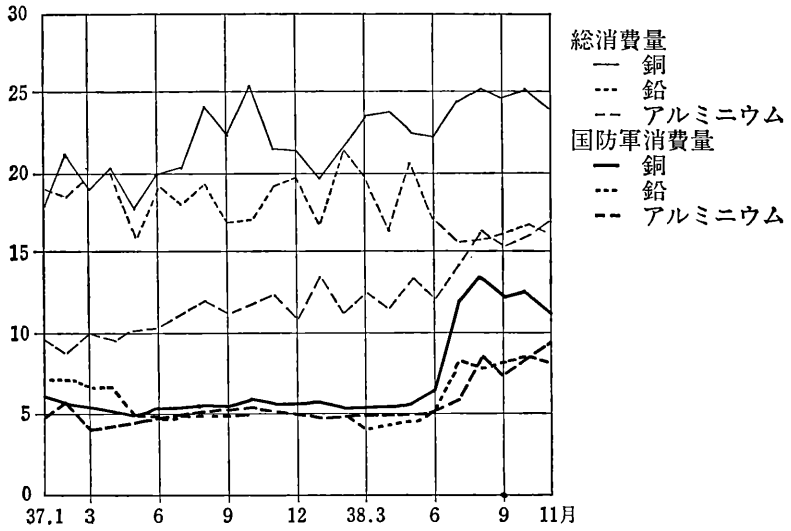

第 4-2 図　1937～38年における原料消費の推移・鉄鋼（1,000 トン）

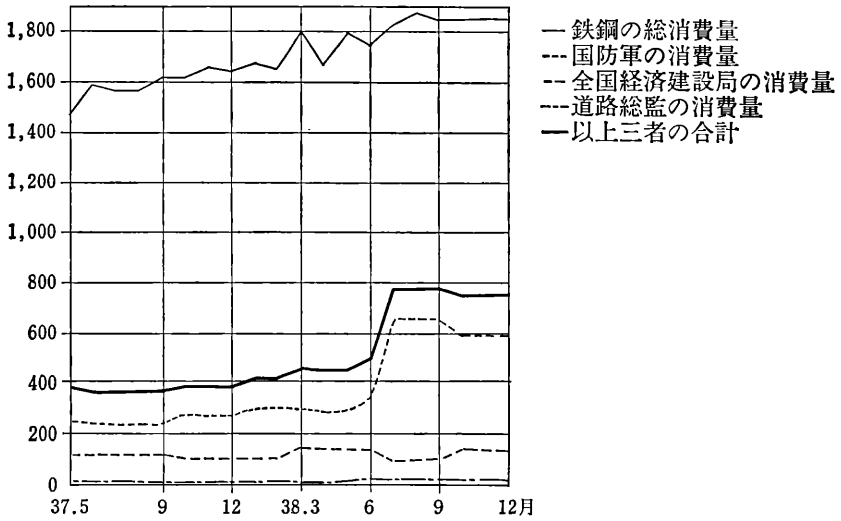

資料出所：Rohstoffabteilung, "Einfluß des Wehrmachtsverbrauchs auf die Entwicklung des Lohn- und Preisniveaus im Rohstoffbereich", in : BA-MA : Wi VI/104.

を 5 割以上超える金額だった。そのため，納入者国庫証券の発行額も月額 3 億 5,000万ＲＭ の予定をはるかに上回り，４～８月の月平均発行額は約 5 億1,000万ＲＭに達した。(10)

国防軍支出の月別の動向をこれ以上詳しく示す資料は知られていない。そこで，これに代わるものとして，国防軍による原材料消費の月次統計を見てみよう。第 4 図は，鉄と非鉄金属原料のドイ

注（9）"Gesamtausgaben des Reichs (1933-1938)", bearb. v. Tischbein, den 4. Nov. 1938, in : BA-MA : Wi VI/104.

ツにおける総消費量と国防軍のそれの推移を対比したものであり，第5図には，これらの原料の国防軍消費量の推移が1939年夏までの時期について示されている。ここから見てとれるのは，1938年に入ると同時に国防軍の鉄鋼消費量が若干増加していること，さらに，38年7月にすべての原料について飛躍的な消費量の増加が生じたこと，39年上半期には再度消費量の減少が見られた（ただし，鉄鋼消費は38年上半期のほぼ倍の水準を維持し，他方，非鉄金属の消費は38年上半期の水準まで後退した）ことである。軍需にかんする発注と代金支払の時間的な関係は分からないが，この動向は，何らかの時間的なズレをもって国防軍支出の変動と対応していたはずである。ここに明らかな軍需生産の急激な拡大は何を意味していたのだろうか。これは，国防軍支出の動向を明らかにするうえで，また，軍需生産についてこれ以降に起こる事態を理解するうえでも，鍵となる問題である。

（2） 「総統命令」とその作用

この発展のひとつの契機は，軍需を受注する企業側の要因，そして，その背景として，1937年夏に頂点に達した世界規模での景気が38年初め以来後退に転じたことに求められよう。すなわち，好況の過程において競争力の面で比較的優位に立って海外に販路を拡大してきたドイツの輸出産業は，世界市場の収縮とともに国内市場へと活動の重点を移して，軍需の受注を増加させたと考えることができる。このことは，世界貿易におけるドイツの輸出の比重の低下と，自給経済への転換を決定的にするものとして，戦後の研究においてすでに指摘されてきていることであり，ここで立ち入って論ずるまでもない。(11)

当面の短期的な脈絡のなかで見るならば，この点にかんして当時，国防軍統合司令部国防経済部の月例報告は，世界市場の収縮やナチス・ドイツに対する各国の反感はこの趨勢を説明するひとつの要因に過ぎず，他の要因としては，ドイツの企業が軍需の受注の消化に追われて納期その他の点で国外からの注文に対処しきれず，国際競争力を失ってきていることをあげている。(12) 別の観点からすれば，この転換には，企業の政治的利害状況の変化が含意されていると言えよう。すなわち，原料の海外からの調達と輸出に依存する度合の高いドイツの鉄鋼業は，その利害計算から1936年の四ヵ年計画に対して消極的であり，さらに1937年のヘルマン・ゲーリンク国営工業所の設立に反撥し

注 (10) Oberkommando der Wehrmacht, W Stb W Wi Nr. 3512/38 g. K. II b, "Der gegenwärtige Stand der Reichsfinanzen", den 14. Okt. 1938, S. 3, in : BA-MA : Wi VI/104. ただし，この金額については若干の留保が必要かもしれない。納入者国庫証券の1938年度の発行額は総額55億4,990万RM，うち，年度末の未償還額は27億303万RMだった。Wirtschaftsstelle des OKW, betr. Zinszahlungen, Stichtag 31. 3. 1939, den 31. Mär. 1939, in : BA : R 2/3230. この証券の制度規定にもとづき，未償還額は年度下半期の発行分であるとみなして，上半期の発行額を28億4,690万RMと想定するならば，その月平均発行額は4億7,500万RMである。また，Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statistik,* 1938 所収のライヒ債務月次報告に掲載されている Unverzinsliche Schatzanweisungen : Zahlungsverpflichtungen の金額の1938年度上半期の月平均増加額は，4億4,700万RMである。いずれにせよ，実際の発行額が当初の予定を1億RMないしそれ以上超えるものだったことは確かである。

(11) Volkmann〔1975 : 81 ff.〕を参照されたい。

第 5-1 図　国防軍の各種原料消費の推移：非鉄金属

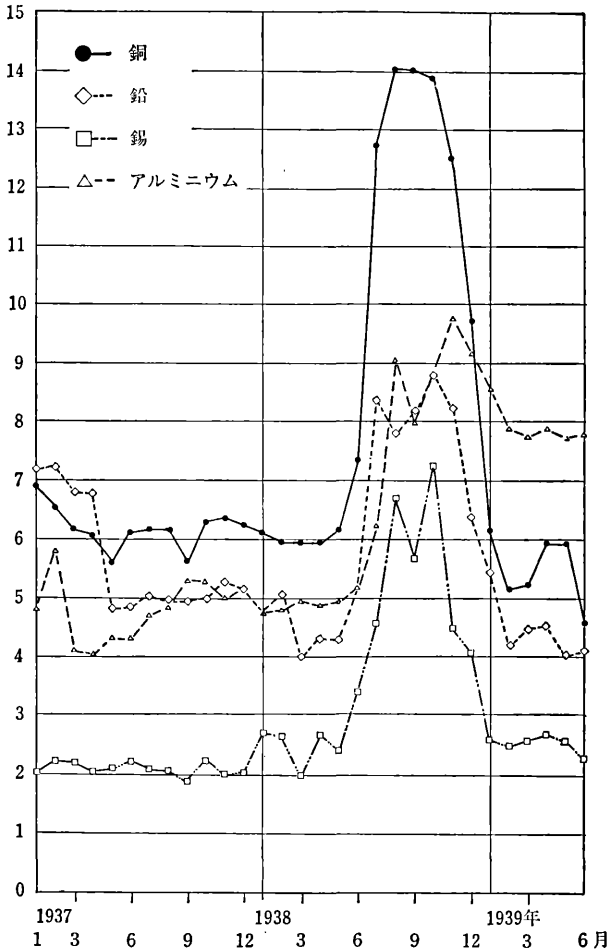

第 5-2 図　国防軍の各種原料消費の推移：鉄鋼

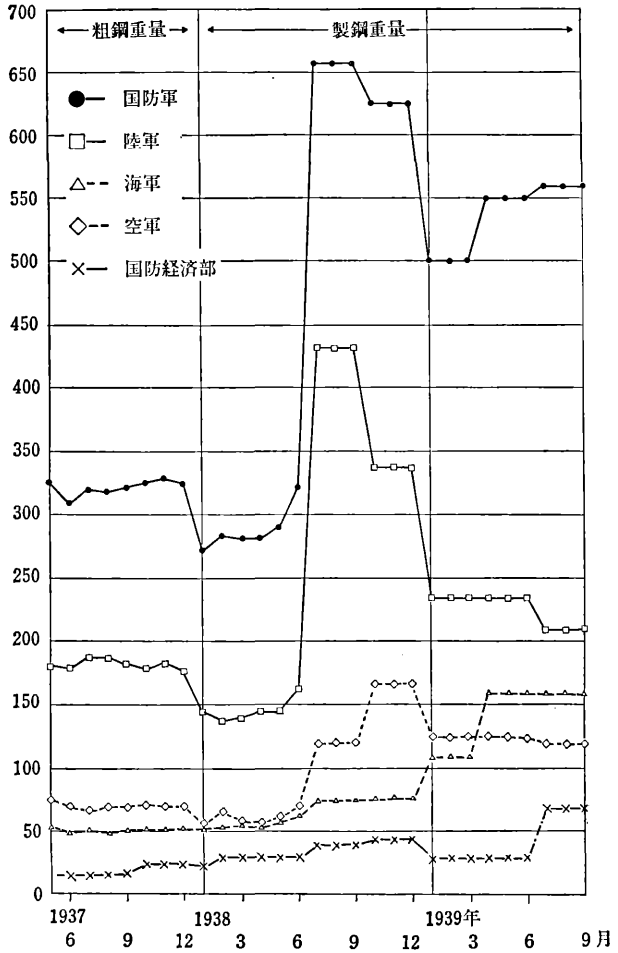

資料出所："Rohstoffversorgung der Wehrmacht 1937 bis 30. 9. 1939. I. Graphische Darstellung der Zuteilung an die Wehrmachtteile für die Zeit vom 1. 1. 1937 bis 30. 9. 1939", in: BA-MA: RW 19/3076.

て国外市場の維持と拡大を図ってきたのだが，上記の指摘のようにここに国内市場への回帰を余儀なくされたことは，鉄鋼企業のナチス権力への屈伏と言わないまでも，その政治的影響力の低下を意味するできごとではあった。

このような状況にあった企業をほとんど異常とも言うべき急激な軍需生産の拡大へと駆り立て，夏以降の経済過程を混沌に陥れたのは，5月末のヒトラーの指示に他ならない。すでにヒトラーは，1937年11月5日に国防軍の最高指導者達に対して近隣諸国への侵略の意図を明示していたが，5月28日と30日には，一層の明確さをもってチェコスロヴァキアに対する侵略の意図を示し，その準備と西部における防壁建設への着手を指示したのだった。

軍備拡張政策にとって決定的なことは，この指示によって第一に，来るべき戦争において東方隣接諸国のみならず英国をも敵とすることが明確に想定されるにいたったことである。このことは，とくに海軍と空軍の軍備計画に影響をあたえ，海軍の場合には，1939年1月27日の指令にもとづくZ計画に結実する軍備計画の立案がここに始められた。[13] また，空軍の場合には，多様な案の検討を経て5倍の規模へと空軍を増強する計画が1938年10月14日に決定されるにいたる。[14] だが，軍備計画におけるこれらの新たな目標設定は，1938年夏以来の軍需生産の水準の急上昇を説明するものではなく，その作用が財政や経済の面で明らかになるのは同年暮以降のことである。

1938年6～7月を境とする軍需生産の急激な増加に直接かかわっていたのは，5月末の指令の第二の点，すなわち，至近の将来におけるチェコスロヴァキアへの侵略の準備と西部防壁の建設である。1936年夏の陸軍のいわゆる8月計画は，実施後間もなく軍需生産上の隘路に逢着して実行に遅延を来し，1937年度には予定されていた発注の45%を翌年度に繰り越す結果となり，同年度末には，目標達成時期を大幅に遷延せざるをえないことが明らかとなっていた。[15] 1938年5月のヒトラーの指示は，この1936年以来の陸軍の軍備計画にチェコスロヴァキア侵略の準備という新たな動機をあたえて，その達成へと駆り立てたのである。陸軍総務局によれば，ヒトラーの指示は次のような内容だった。「軍備拡張を加速して，1938/40年度に計画されていた動員時の陸軍の装備を39年4月1日までに完成させること。……総統によって特に緊急と指定された要塞計画にかんしては，すべての生産能力を利用すること。」[16] 空軍の場合にも陸軍と同様，原材料の不足により停滞していた軍備計画はこの指示によって新しい局面に入り，従来のいかなる案にもまさる大規模な調達計画として設定された。[17] これらの指示にもとづく軍備の拡張と西部防壁の建設とが，軍需発注，したがって，労

注 (12) Oberkommando der Wehrmacht, W Stb W Wi Nr. 2922/38 g. K. II b, "Stand der wirtschaftlichen Lage. 1. 9. 1938", in : BA-MA : Wi VI/106. なお，ドイツ企業の国際競争力の低下という点については，さらに，賃金水準の漸騰傾向をあげることができるかもしれない。1936年を100とした全労働者の時間当たり賃金は，38年には105.6を記録しているからである。

(13) Deist〔1979 : 465 ff.〕; Dülffer〔1973 : 471 ff.〕.

(14) Deist〔1979 : 492 f.〕.

(15) Geyer〔1981 : 131 f.〕; Deist〔1979 : 444 f.〕.

(16) Allgemeines Heeresamt, Nr. 1433/38 g. Kdos. AHA, "Vortragsnotiz über Rüstungsbeschleunigung", den 31. 5. 38, in : BA-MA : RH 15/150.

働力と原材料需要の急増を促した。[18]

（3） 軍備拡張政策の展開

このヒトラーの指示を実行に移すべく，ナチス指導部は時をおかずに国防軍に介入した。5月30日の夕刻，最高司令官を含む陸軍の幹部との協議においてゲーリンクは，1万の地下壕と対空監視塔を建設してモーゼルとラインの間の防衛を強化することを指示した。工兵・要塞総監がそのための予算措置はとられていないとしたのに対して，ゲーリンクは，「その問題は，我々としては今後はもう心配する必要はない。それを解決するのは国政の指導部の仕事だ」と答えている。[19] 航空省技術局長ウデットに対しては，おそらくその直後，ゲーリンクにより次の権限が付与された。すなわち，旧ライヒとオーストリーに存在する労働力を優先的に空軍に割り当てるように労働省に指示すること，経済省との協議のうえ，工場機械，ボールベアリングその他の製品の輸出を一時的に制限すること，38年度予算の枠を超えて債務負担をおこなうこと，39年度予算にもとづく債務負担を先取りしておこなうこと，経済省およびその関係部局をして，必要ある場合には輸出および民需を制限して，国防経済部の指示にしたがい原料および半製品を確保させること，以上である。[20] これらの指示が，国防軍官僚の懸念を無視して，また，大蔵・経済等の主務大臣を介することなくゲーリンクによって発せられていることに，これに続く軍備拡張と経済の混乱の特徴を見ることができる。

さらに6月14日，ゲーリンクは陸軍の幹部との協議において次のように述べている。「現在の状況では，金（かね）のことはたいして問題ではない。困難なことが起こったら，国防軍の各軍は元帥（ゲーリンク）まで申し出られたい。元帥が助ける，大蔵省には責任はとらせない。必要な措置はただちに講じられるだろう。経済の運命は国防軍には関係ないのだ。これについては元帥が責任を

注（17） ヒトラーの指示に先立つ時期に策定されていた航空機生産計画（Plan 7）に比較して，指示のあとに策定された Plan 8 は航空機生産の飛躍的な増加を予定し，そのために雇用労働者数を 15% 増加して 38 年 11 月からこれを実施することとしている。"Zusatzprogramm (3. 6. 38)"; LC 7/V(a), "Vorläufiges Flugzeug-Beschaffungsprogramm LC", in : BA-MA : RL 3/55.

（18） 陸軍の歳出決算によれば，1938年度に「要塞建設のための臨時措置」として 14億 2,180万 RM，39年度には 7億 9,852万 RM が支出された。空軍歳出には，「西部対空防衛地域の建設」のために 38 年度に 9,170 万 RM が一時費の予算外支出として，39 年度には 1 億 4,940 万 RM が計上されている。以上の合計 24 億 6,142 万 RM を，いわゆる西部防壁の建設のための支出として決算書から確認することができる。また，この時期における近隣諸国侵略のための国防省ないし国防軍統合司令部の歳出は，次のとおりである。オーストリア：37 年度1,050万 RM，38 年度 2,900 万 RM，ズデーテンラント：38年度 1 億770万 RM，39年度 40万 RM，ベーメン・メーレン保護領およびメーメル地方：38 年度 1,150 万 RM，39 年度 3,310 万 RM。*Reichshaushaltsrechnungen 1937–1939*, in : BA : RD 47/3. また，38年下半期における国防軍への鉄鋼割当量は，月平均で陸軍：25万2,217トン，西部防壁建設：13万4,667トン，海軍：7万6,684トン，空軍：14万 716 トン，国防軍統合司令部：3万 6,549 トン，合計 64 万 833 トンであり，西部防壁は全体の 21% を占めていた。OKW, W Stb, W Ro II, Übersicht über die Verteilung der Rohstoffkontingent. Eisen und Stahl, den 23. Juni 1939, in : BA-MA : RW 19/3076.

（19） Generalstab des Heeres, B 58 a 10 I n Fest Ia, 1208/38 g. Kdos., Aktennotiz, den 2. 6. 1938, in : BA-MA : RH 15/150.

（20） "Ermächtigung", (ohne Datum), in : BA-MA : RL 3/55.

とる。経済のいくつかの部門が崩壊しようとも全く問題ではない。そうなれば方法はある。ライヒ政府が介入してこれを助けるだろう。[21]」

軍備拡張の直接の当事者である国防軍の内部では，第三帝国の初期から，三軍の個々の軍備拡張政策について何らの調整もおこなわれておらず，むしろ相互の対立と競合の傾向が支配していた。また，各軍の軍備拡張計画にしても，1936年以降，計画目標と実際の達成水準とは，労働力と原材料の不足のために乖離してゆく一方だった。この傾向は38年夏以降の過程においても持続し，むしろ一層激化してゆく。そのような状況のなかでナチス指導部は，経済が混沌の度を深めることを明確に予想したうえで国防軍をして新たな軍備拡張へと向かわせた。

かくて新しい段階に入った軍備拡張政策は，同年秋，ただちにドイツの経済と財政を混沌に陥れた。第一に，輸入需要の増大と輸出の停滞によって，38年上半期には月平均2,580万RMだった輸入超過額は，下半期には4,480万RMへと拡大し，[22] 金・外貨準備が枯渇した。この問題は，1939年1月7日付のヒトラーあてのライヒ銀行理事会の書簡が指摘するところでもあった。この書簡によれば，「金・外貨準備はライヒ銀行にはもはや存在しない。[23]」輸入審査機関によって発行される外貨証明書は，その輸入について支払の時点で現に外貨が存在する保証とはなりえない状態だった。このような外貨危機の深刻化は，1938年10月末，ゲーリンクの認めるところでもあった。第二に，「総統命令」を根拠とした三軍個々の計画目標の拡大と他の軍に対して優位を確保しようとする指向から，限られた資源をめぐる三軍の競合が著しく強められた。その結果，三軍の無統制な注文の洪水をつうじて一部の軍需物資の需給に極度の混乱が発生し，[24] 38年12月15日には，ライヒ経済省によって棒鋼と薄板金の発注の一時停止が指令された。[25] それは，基本的には企業の生産条件を無視した軍需発注が自らまねいた結末だった。第三に，のちに見るように，ライヒ国庫が破局的な状態に陥った。その一環として，1938年12月7日，国防軍統合司令部は，各軍に対して支出の抑制を求める指示を発したのだった。

このようにして展開される軍備拡張とこれにともなう財政の推移を，ライヒ大蔵省と国防軍統合

注 (21) Allgemeines Heeresamt, Nr. 1613/38 g. h. AHA, "Entscheidung bei Sitzung Gen. Feldm. Goering", den 14. Jun. 1938, in : BA-MA : RH 15/150.

(22) Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statisitik*, 1939, S. 42. なお，併合後のオーストリーを含まない金額である。

(23) Der Präsident des Reichsbank-Direktoriums, an den Führer und Reichskanzler, den 7. Jan. 1939, in : BA : R 43 II/234.

(24) この混乱は，一方での価格停止令と，他方での無統制な発注とがもたらした混乱だった。国防経済部によれば，工作機械製造業は，多数の鋳物企業から受注の拒否に遭い，拒否しなかった企業では，或る種の鋳物について通常の倍以上（機械の製品価格にして20%相当の上昇）の高価格を要求された。「価格停止令は，部分的には価格を維持する作用を果たさず，顕著な価格騰貴をともなった下請け業者の構造変化をもたらしている.」Rüstungswirtschaftliche Abteilung, "Wochenbericht für die Zeit vom 10.-15. Okt. 38", den 17. 10. 1938, S. 6, in: BA-MA : RW 19/278.

(25) この部門の企業では注文が滞積して，その消化に10ヵ月を要する程の規模になっていた。OKW, W Stb Nr. 60/39 g. K. St 1 e, "Stand der wirtschaftlichen Lage. 1. 1. 1939", den 1. Jan. 1939, in : BA-MA : Wi VI/106.

司令部国防経済部はどのように見ていたのだろうか。

4 当事者の状況把握

(1) ライヒ大蔵省ないし蔵相

先に掲げた「基本方針」の確認以降，その内容が相次いで現実によって裏切られてゆく過程で，大蔵省ないし蔵相シュヴェリン・フォン・クロズィクはこれをどのように見，また，これに対処したのだろうか。

1938年3月の「基本方針」の確認は，今後軍備拡張資金の調達の責任をライヒ銀行ではなく大蔵省が全面的に負うことを意味していた。しかし，大蔵省が国防軍の財政を統制しえたかといえば，1933年4月4日の政府決定は依然として生きていた。国防軍統合司令部は，38年5月，国防軍予算は大蔵省による各軍の要求の査定を経ることなく，国防軍統合司令部と大蔵省の交渉によりその総額が決定され，前者により三軍に配分されることを指示している。[26] また，38年2月15日以降閣議は全く開催されず，[27] 蔵相自身がヒトラーと面談する機会も37年以降なかったことからすれば，[28] 大蔵省にはその主張を展開する機会もなければ，国防軍財政を統制する権限もなかった。大蔵省は，このように，当時の状況において果たしえないはずの責任を負ったのである。[29] あるいは，大蔵省としては自らの権力喪失状況を知悉していたはずであり，だからこそ，「基本方針」において国防軍支出の節減を明記しカイテルの同意を取りつけたのかもしれない。だが，ヒトラーの指示にもとづくナチス指導部の介入と，個別利益の追求に走る国防軍の行動のもとでは，国防軍統合司令部による予算の自己統制は望むべくもなかっただろう。

その後大蔵省は，7月5日と9月1日の2回にわたりライヒ各省庁に対して，公共建築物の新規建設の中止，経費の一律1割削減を要請し，すべての予算外および予算超過支出を承認しない旨を伝えている。[30] しかし，8月末の時点ですでに，9月末には国庫が多額の現金需要を擁して支払困難になる可能性が明らかだった。

注 (26) Der Oberbefehlshaber der Wehrmacht, 952/38 W 3, "Ausführungsbestimmungen zu dem Erlaß vom 4. 2. 1938 über die Führung der Wehrmacht", den 30. Mai 1938, (Abschrift), in: BA : R 2/5414. これによれば，また，国防軍の「建設」の実行は，承認された支出額の範囲内において現行の行財政上の諸規定，政令，法律の適用を除外されることも指示されている。

(27) Broszat〔1971 : 755〕.

(28) Schwerin von Krosigk, Lutz, "Grundzüge der Etatisierung", in : Institut für Zeitgeschichte: ZS/A-20, Bd. 3, Bl. 87.

(29) なお，この「基本方針」については，その起草の段階で大蔵省内部には批判があった。同省第I局（ライヒ歳計担当）は，この問題を担当していた第V局にたいして，1～3月に $4^1/_2$% 利付国庫証券14億RMが発行された直後の年度初めから起債に成功しうるか否か，一般的な収入欠損補塡のために発行される短期国庫証券の償還と10月以降の納入者国庫証券償還のための財源をいかにして確保するのか，これをも短期国庫証券の発行によるとするならば，それは市場の条件に照らして可能なのか等の疑問を提起していた。Abt. I (des Reichsfinanzministeriums), F 3020 B-717 I, an Abt V, betr. Finanzierung der Rüstungsausgaben, den 1. Mär. 1938, in : BA : R 2/3845.

同年秋，正確な月日は不詳だが，上記の大蔵省の財政統制権の問題がヒトラーの側から取り上げられた。彼は大蔵次官ラインハルトに対して，蔵相シュヴェリン・フォン・クロズィクに伝えさせるべく次のように語ったといわれる。「自分は，誇大妄想狂，浪費癖といった国防軍での事態の成り行きを懸念をもって見守っている。大蔵大臣は，国防軍に対する財政統制について完全に復権されねばならない。そうなれば，多くのことをやらねばならない。1939年のうちには軍備は完結して，軍備拡張の時期から，国防軍財政が統制に服する通常の時期に移行することができる。[31]」当時の大蔵省における陸・海軍財政の担当官は，戦後の証言において，1938年末頃この約束がやがて実現されるのではないかとの希望を抱いたと述べている。[32] ヒトラーは何故この時期に，このような約束を大蔵省首脳に与えたのだろうか。

その直接の契機は，おそらく1938年9月1日付のシュヴェリン・フォン・クロズィクのヒトラー宛書簡[33]に求めることができる。9月末における国庫の支払困難の到来が確実に見通されるにいたった当時，蔵相はヒトラーに親書を送って国庫の窮状を訴え，これによってヒトラーをしてチェコスロヴァキアへの侵攻を思い止まらせ，英仏を敵とすることがないよう求めたのである。この親書送付には，次のような背景があった。シュヴェリン・フォン・クロズィクは，7月20日，外務次官ヴァイツゼッカーを招いて，当面の財政政策の判断に必要な外交関係の情報の提供を請うている。[34] そして，この両者が会談したという事実は，陸軍参謀総長ベックの知るところであり，むしろそれ以上に，ベックは自らのヒトラーの政治方針に対する反対行動の頂点を9月中旬に予定し，これにあわせてシュヴェリン・フォン・クロズィクが蔵相としてこれを支持する行動に出るだろうことを予期していた。[35] このように，シュヴェリン・フォン・クロズィクは，ベックやヴァイツゼッカーとヒトラーの軍事政策の方針への反対において協調していたのであり，彼の9月1日付の書簡はこうした政治的脈絡のなかで生まれたものだった。また，この一連の動きとの関連は不明だが，シャハトもまたシュヴェリン・フォン・クロズィクに対して，ヒトラーにライヒの財政状況を訴えて警告することを勧めたといわれる。[36] 結局，ベックの行動が不発の個人的叛乱に終わり，陸軍指導部が政治上の決定への介入を断念させられたあと，ヒトラーは，シュヴェリン・フォン・クロズィクを財政運営に封じ込めるための懐柔策として，蔵相にその財政統制権の復活を口約したのではなかろうか。

この書簡の政治にかんする部分は別として，そこでは，1938年度の当初の予算計画が簡単に紹介

注 (30) Rundschreiben des Reichsministers der Finanzen vom 5. Jul. 1938, A 1301 38-73 g. Rs., abgedr. in *TWC* 〔12 : 506 ff.〕; D. R. d. F., A 1301 38-97 I g. Rs., betr. Reichsverteidigung und Durchführung des Reichshaushaltsplans für das Rechnungsjahr 1938, in : BA : R 2/9190.

(31) Schwerin von Krosigk 〔1974 : 281〕.

(32) Wilhelm Bender, Affidavit, Graf Schwerin von Krosigk Document No. 322, in : Institut für Zeitgeschichte.

(33) D. R. d. F., an Führer, den 1. Sept. 1938, in : BA : R 2/24266, abgedr. in *TMWC* 〔36 : 492-8〕なお，Schwerin von Krosigk 〔1974 : 274 ff.〕にも紹介されている。

(34) Hill 〔1974 : 132〕; Schwerin von Krosigk 〔1974 : 274〕.

(35) Müller, Kl.-J. 〔1980 : 558 f.〕.

(36) Pentzlin 〔1980 : 183〕.

されたあと，「1938年に入って以来，事態には根本的な変化が生じた」として，軍事費が予定を超えて支出されたこと，このままでは国庫は破局に追い込まれてしまうこと，資金調達には長期債の発行が必要だが，7月中旬以来，既発公債が市場において換金されていること，ライヒ政府がこれを買い支えないならばその価格低下は必至であり，その場合には将来の公債発行が不可能となること，ライヒ政府は，これに対処するため，すでに4億6,500万RMを支出して公債の買上にあたってきたことが述べられている。この公債換金の原因は，次の四点に求められる。すなわち，

①企業経営における自己金融上の必要，

②一時的な原材料の不足に対処するための在庫投資の拡大，

③信用収縮にたいする不安に起因する通貨のためこみ，

④戦争およびインフレーションにたいする心理的不安にもとづくライヒ公債から現物資産への富の逃避，　以上

インフレーションに対する不安としては，1937年以来その傾向が明らかであり，とりわけ西部では，いまや顕著な賃金および物価の騰貴が進みつつあり，他方，10月1日開戦という噂が国民のあいだで口伝てに広まり，これによって戦争不安がかきたてられつつある。シュヴェリン・フォン・クロズィクは当面の状況をこのように描き出し，この状況を克服するために，総統が国民に対して不安や懸念を取り除くよう呼び掛けること，同時に，これを裏付ける外交政策上の措置を講ずることを要請したのである。

要するに，蔵相はこの書簡で，軍事費の急増と長期債の起債の困難に起因する国庫の危機的状態を訴えるために，この起債の困難の原因として賃金と物価の騰貴，すなわち，インフレーションの最近の顕著な発展をあげたのである。「事実に即した叙述が半分，説得のための脚色が半分」[37]と執筆者自身が認めている書簡だが，その影響は，ヒトラーはともかく，国防軍統合司令部に対しては及んでいったように思われる。

（2） 国防軍統合司令部国防経済部

1938年10月，国防軍統合司令部では，長官カイテルの指示のもとに，賃金・物価の動向，その国防軍発注との関連，軍備拡張の財政・金融上の見通しについての調査が国防経済部によって急遽実施された。国防軍が当時置かれていた状況や報告書の内容から見て，国防軍指導部は，政府部内で流布しつつあったインフレーションの主因を軍備拡張に見る見解に対して，自らの立場を整えておく必要に迫られていたように見える。その直接の契機は，記録によって確認することはできないが，前項で取り上げた蔵相の9月1日付のヒトラー宛の書簡にあったと推測される。

まず10月14日付で，国防経済部長トーマスによって「ライヒ財政の現状」と題する報告が作成された。[38]次いで11月上旬までに，軍需発注における物価および賃金の動向，軍備資金調達とその通貨政策上の問題等についていくつかの部分からなる報告書が作成され，「国防軍の活動領域における

注（37） Schwerin von Krosigk〔1974：275〕.

価格形成にかんする調査報告」として国防軍内部で配付されたのみならずライヒ大蔵省にも送付された。[39] 今後の国防軍支出にかんする交渉に備えて，国防軍としての調査結果を伝え見解を明らかにしておくためだったと思われる。それはまた，ライヒ防衛評議会改組後最初の会合（11月18日）におけるゲーリンクの演説への資料提供を目指したものだったかもしれない。[40]

この「調査報告」は，一連の詳細な状況分析[41]と，執筆者達の考え方にもとづく大局的な現状認識[42]とから成っている。前者が課題としたのは，①本来の国防軍発注における価格および賃金の形成状況，②軍備拡張が民間需要に及ぼした影響，③価格および賃金の一層の上昇を阻止するための措置についての提案の三点だった。

①の課題についての分析結果は，概要次のとおりである。陸・海・空三軍の個々の物品調達の実績を過去に遡って検討した結果，一般的には納入価格の上昇は見られず，むしろ低下した場合が多く，これによって，ライヒ財政支出の節約が可能となった筈である。価格の上昇が見られたのは，軍需企業の下請け関係においてと建設工事関係の発注においてだった。前者については，価格形成管理機関が極めて多数の下請け企業の価格形成をすべて監督することは不可能だという事実がある。ここでは，賃金も平均以上に高くなる傾向がある。後者については，西部防壁にかんしては資料の欠如のため実態を知りえないが，[43] 概括的な観察からすれば，建設材料と労働力の不足に加えて，政治上の要請から事業が極度に短い期間に立案され，完成を求められたために，賃金と価格の上昇が避けられなかった。

②の課題について，「調査報告」は次のような前提から出発する。すなわち，大恐慌以降，国民

注（38） Oberkommando der Wehrmacht, W Stb W Wi Nr. 3512/38 g. K. IIb, Az. 66 k 1 a, "Der gegenwärtige Stand der Reichsfinanzen", den 14. Okt. 1938, in : BA-MA : Wi VI/104. この報告書は，全国15の国防経済監督局の局長あてに送付されている。

（39） Der Chef OKW, an den Reichsminister der Finanzen, mit Anlage (Denkschrift über die Preisbildung im Bereich der Wehrmacht), den 8. 11. 1938, in : BA-MA : Wi VI/104, abgedr. in Geyer〔1981 : 149 ff.〕.

（40） Geyer〔1981 : 124 f.〕.

（41） W Stab, W Wi II b/W Preisp., Nr. 3761/38 gk, "Hat die Aufrüstung zu einer Erhöhung des Lohn- und Preisniveaus und zu einer Gefährdung der Währung beigetragen?", den 10. Nov. 1938; Rohstoffabteilung, Nr. 4152/38 g. Is, "Einfluß des Wehrmachtsverbrauchs auf die Entwicklung des Lohn- und Preisniveaus", den 2. Nov. 1938, in : BA-MA : Wi VI/104, abgedr. in Geyer〔1981 : 149 ff.〕.

（42） Verbindungsoffizier zum Reichswirtschaftsministerium und zur Reichsbank Oberstleutnant Drews, "Währungsgefährdung unter besonderer Berücksichtigung der Aufrüstung", den 3. Nov. 1938, in : BA-MA : Wi VI/104, abgedr. in Geyer〔1981 : 164 ff.〕ただし，この報告は，本稿注（39）に掲げた Denkschrift には収録されなかった。

（43） 西部防壁の建設の責任を負っていたドイツ道路総監トットが，検査権を持つライヒ会計検査院以外への資料提供を拒否したためである。会計検査院の検査報告には，個別の検査事例は挙げられてないが，事業の緊急性により，38年度には固定価格契約によらず費用自己申告契約によったため，支払賃金と企業利潤がともに高い水準に設定されていたという指摘がある。Rechnungshof des Deutschen Reichs, *Denkschrift zur Reichshaushaltsrechnung 1938*, S. 16 ff., in : Institut für Zeitgeschichte.

第1表　工業生産の構成（1933～38年度，10億RM，%）

年　次	工業生産総額（食糧・嗜好品を除く）	「販売可能な」財の価額		「販売不可能な」財の価額	
1933年	17.9	16.0	88.4%	1.9	10.6%
1934	23.2	…	…	…	…
1935	28.4	20.8	73.2	7.6	26.8
1936	33.5	24.5	73.1	9.0	26.9
1937	38.8	28.2	72.7	10.6	27.3
1938	41.7	29.1	69.8	12.6	30.2

第2表：建築支出の構成（1932～38年度，10億RM，%）

年　次	総　額	住宅建設		営業用建築物		公共建設	
1932年	2.3	0.8	35%	0.6	26%	0.9	39%
1933	3.3	0.9	28	0.6	19	1.7	53
1934	5.2～ 5.7	1.4	26	0.8	13	3.0～3.5	61
1935	7.0～ 7.5	1.6	22	1.0	14	4.5～5.0	64
1936	8.5～ 9.0	2.0	23	1.4	15	5.0～5.5	62
1937	9.0～10.0	2.0	21	1.8	18	5.5～6.0	61
1938	10.0～12.0	2.0	18	2.0	18	6.0～8.0	64

所得の成長率に対して市場機構をつうじて私的消費を対象に供給される財用役の規模の成長率が低い場合，価格の騰貴が，また，価格が統制されている場合には財用役の質の低下が不可避である。この点にかんして景気研究所に委託して作成された統計は第1表のとおりであり，他方，ドイツ建設・土地銀行の推定によって建設支出の内訳を見るならば，第2表のとおりである。

第1表の「販売不可能な財」の主要な部分は公共需要からなるものと想定され，第2表では，建築需要について公共発注の比重を明らかにしようとしたものである。「調査報告」は，これらの統計から国防軍支出の役割を結論づけることを避けているけれども，1933年以来の経済における「販売不可能な財」の生産の増大と公共建築の比重の上昇という二つの事実が国防軍支出の動向に起因していることは，この報告が暗に認めざるをえないところだった。

もしも国防軍支出が賃金と価格におけるインフレ傾向の原因となっているとしても，その責任は国防軍にはない，何故ならば，軍備拡張の規模とテンポを規定しているのは「総統命令」のみである。その財政・経済上の実行可能性について判断し責任を負うべきは「この問題を管掌する行政省である。」これが「調査報告」の②にかんする結論であり，③の前提である。この前提において通貨を危険に陥れることのない将来の方策は，明確な多年度計画を策定し，軍備，輸出，種々の公共政策（党・労働戦線等を含む），民需にかんする優先順位を確立することである。

この「調査報告」の他の部分を構成する国防経済部の幹部達の現状認識も，基本的には，この現状分析にもとづく結論とほぼ同様である。「軍備の観点から見た通貨への危険」[44]と題するドレーヴスの報告は，インフレーションの危険が高まりつつあることを認めながら，その責任は国防軍には

注（44）本稿注（42）に同じ。

ないと主張する。問題は，軍備，雇用創出，その他の政府発注，また，これにともなって膨脹した行政支出がすべて同時に要求され，命令され，その実行にあたっては経済的考慮から見てあまりにも短い期限を課されたことにあり，その責任は個々の当事者にはなく，これら諸要素のすべてが並行して過度に増大したことにある。なお，ドレーヴスは国防軍とライヒ経済省およびライヒ銀行とのあいだの連絡将校だった。

この一連の「調査報告」に先立って作成されたトーマスの報告は，一層具体的にライヒ財政の現状と将来を論じている。トーマスは，納入者国庫証券による軍事費の調達を明確に1年限りの暫定措置としたうえで，その後これに代わるべき資金調達の方法として，租税収入と公債収入について可能性を検討している。税収増加のために考えられる源泉は企業利潤と個人所得だが，まず，この年に増税がおこなわれたばかりの法人税については，その税負担が企業の純利潤の70％にも達する現状では，これ以上の増税は不可能である。後者については，国民所得の税負担率はすでに30％に達しており，それは戦時における増税すら困難とするほどである。他方，借入による資金調達は，最近の状況では，民間企業の設備の更新・拡張のための，また，四ヵ年計画による新規投資のための資金需要と競合しつつあり，政府の介入なしには公債価格の維持が困難となっている。さらに，政府借入については，その償還と利子支払の費用がライヒ財政の負担となることも考慮しなければならない。

このように現状を見るトーマスにとっては，有望な打開策は無きに等しかった。増税はどうか？重大な経済的損失を避けようとすれば，その増収は微々たるものとなるだろう。強制公債がその代案となるかもしれない。メフォ手形金融への復帰か？　具体的には，納入者国庫証券にライヒ銀行の再割引適格性を認めることだが，それは，疑いもなくインフレーションへの道であり，あらゆる経済的・社会的危険をともなうだろう。納入者国庫証券の満期を延長するか？　その場合には，信用機関の流動性が失われてゆくのみだろう。この指摘をもって，トーマスの報告は終わっている。

これらの論調からするならば，国防軍統合司令部国防経済部は，現在のところ堰き止められているインフレーションの近い将来における顕在化の危険を認めざるをえないものの，その原因については国防軍を免責し，しかも，近い将来について如何なる見通しも持っていなかったと言わねばならない。だが，1933年春に大蔵省の財政統制の圏外での手形金融による再軍備資金の調達を要求してこれを実現し，それ以降の軍備拡張を三軍間での相互の調整を欠いた個別の軍備計画によって推進してきたのは国防軍だった。シャハトは手形金融の導入に際して，金額の限定，金融・資本市場の統制，5年以内に償還を開始すること，賃金・価格水準の堅持を条件としたのだが，「これらの前提は，その間に不可避となった政治的措置とこれにともなう軍事上の措置によって，今日ではすべて崩れ去っている」とドレーヴスは言うのであり，周囲の事情の不可避性にすべての責任は帰せられている。他方，夏以来の軍備の拡張指向とその結果としての混沌が先に見たヒトラーとゲーリンクに代表されるナチス指導部の主導権のもとで展開されているという権力状況への認識に欠けるものでもあった。このような主体的な状況のなかで，のちに述べるように，国防軍は1933年以来お

そらく初めて，38年末以降，一旦承認された支出予定額を財政上の理由から削減せざるをえなくなったのである。

5　国庫危機をめぐる財政過程

（1）　公債発行の推移

先の蔵相書簡が強調する一つの論点は，政治的不安が公信用を動揺させ，政府の長期債発行を困難にし，財政を破綻させる危険があるということだった。軍備拡張資金調達方式転換後のライヒ財政にとって，長期債の発行は，納入者国庫証券の償還のために，また，一般的な赤字補塡のためにも不可欠な財源調達手段だった。蔵相の指摘の信憑性という点からだけではなく，この意味においても，38年における公債発行の推移を検討しておかねばならない。

蔵相書簡が指摘している公債価格支持政策の必要は確かに存在していたし，38年度末まで継続されたものと考えられる。[45] 一般に第三帝国の公債政策については，「流動性公債 Liquiditätsanleihen」による「音をたてない資金調達 geräuschlose Finanzierung」についてのみ語られる傾向があるが，それは債務による資金調達の一半をなすに過ぎず，他に中・長期の「利付き国庫証券 Verzinsliche Schatzanweisungen」の銀行をつうずる公衆への売却によってもおこなわれていた（第6図の説明参照）。[46] そして，この後者は，発行後に市場での売却をつうじて所有者の変更がありえた。ここに公債価格支持政策の必要が発生してくるのだが，問題は，蔵相書簡が指摘しているように，この利付き国庫証券（正確には，抽選による償還規定をともなう4½％利付き国庫証券）の消化状況にもあった。この起債の実績を1938年について示したのが，第3表である。

この利付き国庫証券の1938年第Ⅳ次分の起債（38年11月28日～翌年1月9日）においては，起債目標の15億RMを達成しえず，1億4,000万RMは引受団構成員によって義務的に消化されなければならなかった。[47] 記録から知りうるかぎりでは，これと類似のことは，1936年1月に起債されたライヒ鉄道利付き国庫証券（5億RM，うち，2億1,500万RMを引受団が消化）について見られたのみであり，[48] その意味では蔵相の懸念が現実化したと言えるかもしれない。

第Ⅳ次国庫証券の消化実績を第Ⅲ次分（ドイツ中央振替銀行と市町村による一括消化を除く約14億RM）

注（45）　1938年度のライヒ歳計第XIV款（ライヒ債務）6項「ライヒの債務証書等の買い戻しのための支出」は，粗支出7億3,100万RM（1937年度1億2,640万RM），売却収入6億2,790万RM（1937年度1億2,340万RM），したがって，純支出額1億320万RM（1937年度300万RM）だった。*Reichshaushaltsrechnungen 1937*：S. 530 f. und *1938*：S. 592 f., in：BA：RD 47/3.

（46）　Dieben〔1949：687〕.

（47）　"Statistik der Zeichnungen auf die 4½％igen auslosbaren Schatzanweisungen des Deutschen Reichs von 1938-Vierte Folge", bearb. v. d. Volkswirtschaftlichen und Statistischen Abteilung der Reichsbank, den 22. Mär. 1939, in：BA：R 43 II/786.

（48）　"Wer hat die 4½％igen Schatzanweisungen der Deutschen Reichsbahn-Gesellschaft von 1936 gezeichnet?", bearb. v. d. Volkswirtschaftlichen und Statistischen Abteilung der Reichsbank, den 29. Febr. 1936, in：BA：R 43 II/781.

第3表：利付き抽選償還国庫証券の引受状況

発行年次・次数（100万RM）	1938II	1938III	1938IV	1938II	1938III	1938IV
発行総額	1,600.0	1,850.0	1,500.0			
内：確定引受	175.0	476.0	—			
差引計	1,425.0	1,374.0	1,500.0			
I．業種別：金額（1,000 RM）				同：件数		
1. 信用機関	517,237 (36.3)	473,543 (34.5)	819,906 (54.7)	4,689 (4.5)	5,803 (4.6)	6,438 (7.9)
2. 公私保険機関	272,556 (19.1)	232,398 (16.9)	229,687 (15.3)	1,384 (1.3)	1,605 (1.3)	1,443 (1.8)
3. 工業・運輸・商業	254,600 (17.9)	314,462 (22.9)	195,829 (13.1)	10,597 (10.1)	16,358 (12.9)	9,146 (11.3)
（内：軍需企業）	(42,014) (2.9)	(55,560) (4.0)	(39,353) (2.6)	(857) (0.8)	(1,524) (1.2)	(1,013) (1.2)
4. 農業	10,138 (0.7)	9,390 (0.7)	6,248 (0.4)	3,101 (3.0)	3,651 (2.9)	2,909 (3.6)
5. 公法人・基金・財団等	92,058 (6.5)	65,806 (4.8)	88,295 (5.9)	2,042 (1.9)	2,747 (2.2)	2,138 (2.6)
6. その他（個人）	278,413 (19.5)	278,401 (20.3)	160,035 (10.7)	83,148 (79.2)	96,185 (76.1)	59,004 (72.8)
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	104,961 (100.0)	126,349 (100.0)	81,078 (100.0)
II．地域別：金額（1,000 RM）				同：件数		
1. 大ベルリン (%)	384,125 (27.0)	399,393 (29.1)	466,061 (31.1)	13,400 (12.8)	17,790 (14.1)	10,199 (12.6)
2. 東プロイセン (%)	10,207 (0.7)	9,186 (0.7)	10,928 (0.7)	617 (0.6)	987 (0.8)	674 (0.8)
3. シュレズィエン (%)	51,699 (3.6)	37,137 (2.7)	36,696 (2.4)	4,989 (4.8)	7,445 (5.9)	4,420 (5.5)
4. 東北ドイツ (%)	59,902 (4.2)	62,722 (4.6)	65,935 (4.4)	4,017 (3.8)	6,029 (4.8)	4,011 (4.9)
5. 西北ドイツ (%)	150,786 (10.6)	157,703 (11.5)	167,987 (11.2)	9,272 (8.8)	12,830 (10.1)	7,963 (9.8)
6. 中部ドイツ (%)	191,514 (13.4)	196,217 (14.3)	199,779 (13.3)	20,887 (19.9)	28,129 (22.2)	17,916 (22.1)
7. 西部ドイツ (%)	216,312 (15.2)	193,591 (14.1)	171,668 (11.4)	10,505 (10.0)	12,881 (10.2)	7,775 (9.6)
8. 南ドイツ西部 (%)	158,078 (11.1)	146,218 (10.6)	147,799 (9.9)	11,233 (10.7)	15,109 (11.9)	10,311 (12.7)
9. バイエルン (%)	177,901 (8.3)	103,026 (7.5)	134,751 (9.0)	12,463 (11.9)	16,336 (12.9)	12,021 (14.8)
10. その他 (%) (%)	84,476 (5.9) (100.0)	68,807 (5.0) (100.0)	98,364 (6.6) (100.0)	17,578 (16.7) (1000.0)	8,903 (7.0) (100.0)	5,788 (7.1) (100.0)

資料出所：Volkswirtschaftliche und Statistische Abteilung der Reichsbank, "Statistik der Zeichnungen auf die 4½% auslosbaren Schatzanweisungen des Deutschen Reichs", in：BA：R 43 II/786.

および第II次分（同様の理由により約14億RM）と比較して注目すべき変化は，業種別分布について，第一に，工業・運輸・通商関係の企業による消化が金額と件数の双方の比重において減少していること，第二に，個人による消化についても同様の変化が見られることである。ただし，一層正確には，前者の比重が第II次分から第III次分にかけては上昇していたことを見落とすことはできない。

他方，個人による消化は，1937年までの利付き国庫証券の発行では38年第II・III次のほぼ半分程度の水準にあったのが，38年初頭以降上昇し，第IV次発行にいたって低下したのだった。第三に，信用機関の消化金額が著しく増加していることが注目される。これは，前記の引受団構成員の義務による消化の反映だろう。地域別分布の面では，大ベルリンとバイエルンの比重が増大しているが，前者については，やはりこの引受団を構成する信用機関がベルリンに本拠を持っていることと関連しているだろう。比重の低下が見られたのは西部ドイツである。なお，第II次分において「その他」の比重が著しく高いのは，併合直後のオーストリーの比重が高かったことによる。

1939年以降の利付き国庫証券の消化状況の推移を知る資料は利用できないので，38年第IV次分に見られた傾向がその後どのような方向に進んだのかを確かめることはできない。先の蔵相書簡が公債換金について挙げている①と②の理由は，上記の変化について或る程度有効な説明となっていると考えられるが，一般的に公私両部門間での資金需要の競合が生じていたと断定してよいかどうかは，不明である。西部ドイツにおける公債引受の後退という事実は，蔵相書簡の指摘を裏付けているように思われるが，西部で何が起こっていたかを調べなければ，確実なことは言えない。他方，個人消化の増減はインフレ心理に左右されたものと見ることができるが，ズデーテン危機直後の第III次発行においては個人消化の少なくとも金額が増加していることを見過ごすこともできないだろう。このように，蔵相の指摘はある程度まで現実を予見していたと考えられるが，その評価には，なお一層の検討が必要だろう。それにしても，ライヒ利付き国庫証券は，その後1940年3月まで発行されなかった。このことは，大蔵省が1938年末から翌年初にかけての時点で公債政策の転換を迫られたことのあらわれだと言ってよいだろう。

（2） 特殊手形の流通と金融市場

1938年のライヒ財政運営をこの資本市場の動向よりも一層直接に，そして持続的に脅かしたのは，短期金融市場におけるメフォ手形の発行停止にかかわる動向だった。

別の機会に詳しく論じたように[(49)]，雇用創出手形とメフォ手形とはほぼ類似の制度的構成によって成り立っていたが，市場での流通にかんしては異なった様相が見られた。すなわち，雇用創出手形は比較的高率で民間金融機関によって保有されたのに対して，メフォ手形は，1934年頃から，振り出された手形の半額もしくはそれ以上のものがライヒ銀行の再割引を求めて同行に流入していたと思われる。メフォ手形等の特殊手形は，ライヒ銀行に持ち込まれた場合，ライヒ銀行内の他勘定への振替を除いて，ライヒ銀行および金割引銀行の内国手形保有の一部を構成することになる。その比重は1933年末から1935年末にかけて急激な上昇を遂げて84%に達し，その後，第4表の上段に明らかなように，38年末には93.5%を記録している。1938年におけるこのような発展に決定的な作用を果たしたのは，いうまでもなく先の資金調達方式の転換である。

この場合，第一の問題は，特殊手形の再割引によってライヒ銀行の手形保有額が増加するのに応

注（49） 大島〔1986〕を参照されたい。

第4表：特殊手形*と国庫証券等の流通状況（暦年末，100万RM）

年　　次	1937年	1938年	（対前年末増減）	1939年	（対前年末増減）
〔ライヒ銀行および金割引銀行〕					
定例報告における内国手形保有高	7,642	10,474	(2,832)	10,518	(44)
内，特殊手形	6,749	9,792	(3,043)	10,067	(275)
（%）	(88.3)	(93.5)		(95.7)	
ライヒ銀行において再割引後他勘定に振り替えられた特殊手形の金額	3,904	4,841	(937)	3,391	(−1,450)
再割引された特殊手形総額	9,030	12,243	(3,213)	11,758	(−485)
内，メフォ手形	8,680	11,933	(3,253)	11,448	(−485)
国庫手形・割引国庫証券保有高	119	121	(2)	2,480	(2,359)
ライヒ銀行券流通高	5,439	8,223	(2,730)	11,798	(3,575)
〔全　銀　行〕					
手形保有高	8,763	8,610	(−153)	7,310	(−1,300)
国庫手形・割引国庫証券保有高	1,971	3,699	(1,728)	9,381	(5,682)
〔ベルリン大銀行〕					
手形保有高	2,541	2,146	(−395)	2,040	(−106)
国庫手形・割引国庫証券保有高	407	1,229	(822)	2,628	(1,399)

注記：*）ここでの特殊手形とは，1932〜33年の雇用創出計画にもとづく手形，メフォ手形，アウトバーン事業のために振り出された手形，ライヒ鉄道および郵便の雇用創出事業のために振り出された手形を指す。なお，1936年以前の推移については，大島〔1986：80〕を参照されたい。

資料出所：Deutsche Bundesbank〔1976：40, 43, 74 f., 78 f.〕.

じて，ライヒ銀行券の増発が不可避となるが，この度合を減殺するために，これまではライヒ銀行内の他勘定に手形を振り替えて公式の内国手形保有高の増加を避けるという一種の「緩衝装置」が利用されていたことである。ライヒ政府の国庫資金勘定がその一つだった。だが，この装置がライヒ銀行の手形保有高の増加を減殺する方向で働きうるか否かは，国庫自体の資金収支状況に規定される。38年の国庫危機の過程では，この緩衝装置は国庫の資金不足を補う方向で作動した。国庫自体が窮迫してライヒ銀行からの信用供与を必要としたため，国庫が保有していた手形はライヒ銀行の手形勘定に振り替えられ，ライヒ銀行券の増発が余儀なくされたのである。1938年には，メフォ手形が再割引を求めてライヒ銀行に流入するのに（33億RM），ライヒの国庫はその衝撃を吸収できず（9億RM），ライヒ銀行の手形保有が増加して（28億RM），その結果，ライヒ銀行券が増発される（27億RM）という連鎖を，第4表から見ることができるだろう。

なお，メフォ手形の割引率が3½〜4％だったのに対して，納入者国庫証券の割引率は3％であり，この割引率格差と，前者のみがライヒ銀行で再割引が可能だったこととが，メフォ手形のライヒ銀行への流入を促進したと考えられるが，このような構成も，当時の財政の危機的状況に制約されたものだった。納入者国庫証券とは別に赤字補塡のために発行される割引国庫証券の割引率は当時3 1/8〜3 3/16％に設定されており，納入者国庫証券の割引率を3％以上に設定するならば，年度内に不可避とされている赤字補塡のための国庫証券の発行が不可能となるおそれがあったからである。(50)

前述の「基本方針」も，その(5)項においてメフォ手形が一斉にライヒ銀行に流入する危険を予想

してはいた。だからこそ，納入者国庫証券の発行規模を一定額に抑制することを強調したのだった。だが，のちに見るように，納入者国庫証券は予定を上回って発行されたため，予想された危険は現実となり，国庫危機が招来された。同時に，メフォ手形保有の増加を主因とするライヒ銀行の手形保有の増加がライヒ銀行券の流通高の膨脹をもたらすのは必定だった。このことからすれば，ライヒ銀行がメフォ手形償還にかんする大蔵省案を，そのあまりの悠長さのゆえに少なくとも一旦は拒否したのは，通貨政策上の考慮として当然だった。(51) いずれにせよ，中央銀行信用による支持を前提とした軍事費調達に内在するインフレ作用は，38年の諸過程をつうじて国庫を危機に陥れたのである。ライヒ国庫は，当面の軍事費の調達と過年度における軍事費調達の結果との双方の重圧のもとに破綻したのである。

第二の問題は，軍備拡張資金調達方式の転換にともなって短期金融市場に顕著な変化が生じたことである。第6表の下段に示されているように，全銀行の手形保有高が減少し，国庫手形と割引国庫証券の保有高が増加した。この傾向はベルリン大銀行において一層顕著である。この変化は，メフォ手形のライヒ銀行への流入と，これと並行する納入者国庫証券の民間金融機関による引受を意味するものだった。1938年度上半期に，ベルリン大銀行その他の主要金融機関は，国庫手形・割引国庫証券の保有を約20億RM増加させた。(52) これは，同じ時期の納入者国庫証券の発行額の70%に相当する。

この特殊手形から国庫証券への転換にもかかわらず，第6表における全銀行の手形保有高が国庫証券保有の増額に見合う規模で減少していないのは，民間の短期資金が金割引銀行の単名手形に投下されたためであると思われる。この場合，単名手形は，かつてのメフォ手形金融の最盛期におけるライヒ銀行の手形保有削減の手段としてではなく，民間企業の流動性確保の手段として機能していたと考えることができよう。(53) ここには，様々な金融・資本市場統制政策による制約と軍需景気に

注 (50) Vermerk des Reichsfinanzministeriums, den 14. Jan. 1938, in : BA : R 2/3845. Prion〔1938 : 62 f. = 1944 : 121 f.〕も参照されたい。

(51) 1938年9月下旬以降に，ライヒ銀行と大蔵省のあいだで，1939年以降に満期を迎えるメフォ手形償還についての交渉が続けられた。39年度に償還さるべき手形の総額は31億7,445万RM，41～43年度の要償還額は87億5,773万RMだったが，ライヒ銀行の主張は，この39年度の要償還額のうち同年度に16億RMを償還し，残りの15億RM余の期限を40年度まで延長するというものだった。大蔵省は，これに対して，39年度およびそれ以後の各年度の償還および利払い額を10億RM（当初，償還と利払い各5億RM）とすることを提案した。この案によれば，メフォ手形の償還の完了までに17年を要するはずだった。そして，この期限を可能なかぎり短縮するために，公債を発行し，従来輸出促進のための補助に向けられていた振興課金を引き続き徴収しこれを償還に充当する予定であることを付言した。だが，ライヒ銀行は，1938年12月29日，償還額が過少であることを理由にこの大蔵省案を拒否して，再考を求めている。この交渉が最後の局面でどのように経過したのかは不詳だが，1939年4月初めには，先の大蔵省案を骨子とする償還の方針が確定している。これによって1939年度より，ライヒ歳計第XIV款をつうじて各年度約6億5,000万RM前後の規模でメフォ手形の償還がおこなわれた。その結果，1944年度までの6年間に合計37億8,600万RMが償還されて，1945年2月末現在の未償還額は81億4,000万RMだった。BA : R 2/3270 および BA : R 2 Anh./37 所収の記録文書による。

(52) "Monatsbilanzen deutscher Kreditinstitute", in *Die Bank*, 1938, S. 582, 1416.

よる企業利潤の増大という状況のなかで，メフォ手形の発行停止を契機に短期資金が過剰化する傾向にあったことを見てとることができるのではなかろうか。いずれにせよ，このような過程を経て，1939年には，手形保有の減少と国庫証券保有の著しい増加が明らかになり，戦時体制のもとでの金融へと接続してゆくのである。

（3） 国庫収支の推移

このような制約を負ったライヒ国庫の収支は，38年度には概要次のように推移した。なお，第6図は国庫収支そのものを示すものではなく，これと密接に関連する要因の推移を掲げたものである。

1938年度に入って間もなく，国防軍支出が予定を超えて増加した結果，納入者国庫証券の発行高もまた予定以上に増加した。そのため，38年度上半期には，好況による自然増収と37・38両年度にわたる法人税改正による増収とを主な理由として税収が前年度同期に対して14億RM（21%）増加し[54]，また，4～6月には起債による収入20億RMがあったにもかかわらず[55]，ライヒの国庫収支は次第に悪化した。8～9月には，年度を通ずる国防軍支出が当初見込みの110億RMを超えて160億RMに達するだろうことが確実となり，また，当面の国防軍関係の現金支出として8月には8億RM，9月末には12億RMが必要とされていた[56]。これに対して，国庫では資金の枯渇が不可避だった。かねてより懸念されていたように，納入者国庫証券の増発と民間資金需要の増加に押されて，各種の金融機関や基金が手持ちのメフォ手形を一斉に手放すという事態が起こり，通貨の増発を避けるため，ライヒ国庫はその資金をライヒ銀行が保有するメフォ手形の引き受けに充当せざるをえなかったからである。

結局，ライヒ国庫は9月末の給与等の支払に対処するために，ライヒ銀行法の規定により4億RMを限度とするライヒ銀行引き受けのライヒ手形を1億9,640万RMまで発行し，あわせて，ライヒ鉄道と同郵便に対するライヒ銀行の運転資金信用5,840万RMの流用を受ける一方，ライヒ銀行におけるライヒ国庫資金勘定が保有していたメフォ手形等の特殊手形4億6,400万RMをライヒ銀行の手形保有に移すことによって同額の信用の供与を受けて[57]，国庫危機の克服を図らねばならなか

注（53） "Neue Funktion der Solawechsel", in *Die Bank*, 1938, S. 1453; Herrmann〔1939：87 ff.〕.

（54） 1938年度上半期の租税・関税収入は82億370万RM（前年度同期67億8,990万RM）だった。Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statistik*, 1938, S. 873. 法人税の増税は，1936年と1938年におこなわれた。従来の法人税の一般税率は20%，公法上の金融機関，不動産銀行，船舶抵当銀行等の所得に適用される軽減税率は10%だったが，1936年8月2日付の改正法によってその5割引き上げが実施された。ただし，1936暦年については，一般税率は25%，軽減税率は12.5%とされ，1937暦年以降，30%および15%とされた。さらに，1938年7月25日付の改正法によって，10万RM以上の法人課税所得には一般税率40%（ただし，1938暦年については35%），軽減税率20%（ただし，1938暦年については17.5%）が課されることとなった。

（55） Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statistik*, 1938, S. 620. ただし，オーストリア国立銀行の資産のライヒ銀行による取得のための清算に充当された4億4,100万RMを含む。

（56） 本稿注（33）に同じ。

（57） 本稿注（33）に同じ。

第6図　1938年度の税収・政府債務・通貨発行の推移（各月末，100万RM）

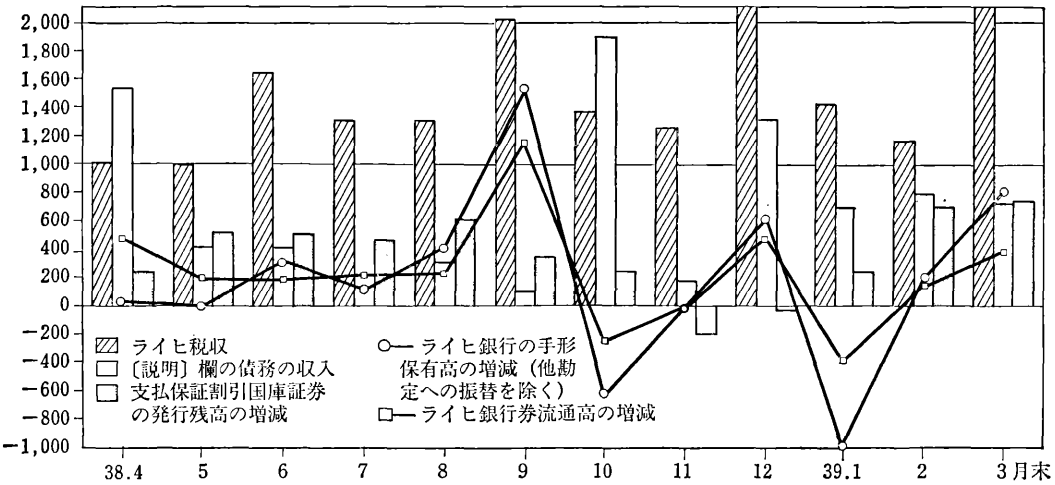

資料出所：Institut für Konjunkturforschung, Beilage zum *Wochenbericht;* Statistisches Reichsamt, *Wirtschaft und Statistik;* Reichsbank, *Verwaltungsberichte.*

〔説明〕長期債の新規発行の経緯

1938年第Ⅱ次 4½％ 利付き抽選償還国庫証券
　時期：38年4月19日～5月4日
　金額：19億6,600万RM（当初10億RM）

1938年第Ⅲ次 4½％ 利付き抽選償還国庫証券
　時期：38年10月10日～10月24日
　金額：18億5,000万RM（当初15億RM）

1938年第Ⅳ次 4½％ 利付き抽選償還国庫証券
　時期：38年11月28日～39年1月9日
　金額：15億RM

1938年ドイツ・ライヒ公債（利率 4½％）
　時期：38年1月以降
　金額：17億8,390万RM（3月末まで）

同上　第2シリーズ
　時期：39年2月～3月
　金額：9億7,510万RM（3月末まで）

1939年ドイツ・ライヒ公債（利率 4½％）
　時期：39年1月～3月
　金額：6億120万RM

った。その結果，ライヒ銀行券は前月末に比較して約12億RMの増発となった。

年末には，ライヒ国庫は約20億RMの資金不足に直面していたといわれる。[58] この間，10月10日～24日に4 1/2％利付国庫証券の1938年第Ⅲ次分が18億5,000万RMの規模で発行されたが，これをもってしても10月1日に始まるズデーテンラント侵攻のための動員と占領に要する直接・間接の費用や軍備拡張のための追加支出の財源に事欠く状態が続いた。[59] また，10月からは，4月以降に発行された納入者国庫証券の償還義務が発生していた。これらの財政需要をまかなうため，11月末より上記国庫証券の第Ⅳ次分が発行されたが，前述のように起債目標を達成しえず，引受団構成員の義務的消化に待たねばならなかった。そして，この起債の年末までの払い込み額は11億3,800万RMだったが，[60] これによってもライヒ国庫は年末の支払需要をまかないきれず，結局，ライヒ銀行法で認

注（58）Referat Bayrhoffer an Herrn Minister, den 29. Sept. 1938, in：BA：R 2/3270；"Reichsbankausweis vom 30. Sept. 1938", bearb. v. Bayrhoffer u. Geißler (aus Reichsfinanzministerium), den 4. Okt. 1938, in：BA：R 2/13475.

（59）Reichsbankdirektorium, Nr. 4072/38 g. Rs., an den Reichswirtschaftsminister, den 29. Dez. 1938, in：BA：R 2/3847.

（60）本稿注（59）に同じ。

められた運転資金信用の限度額1億RMの提供を受けると同時に，ライヒ銀行引き受けのライヒ手形を発行限度の4億RMまで発行し，さらに，9月末の場合と同様，ライヒ鉄道および同郵便に認められた運転資金信用のうち1億860万RMの流用と[61]，金額は不明だがライヒ国庫資金勘定保有の特殊手形のライヒ銀行への移管による信用供与を受けて[62]，この国庫危機をようやく克服した。

ライヒ国庫の危機的状態は，1939年に入っても変わらなかった。国庫収支の正確な推移は分からないが，第6図に明らかなように，割引国庫証券の発行残高が相当の規模で純増を記録したことは，軍備のための納入者国庫証券に加えて，財政収支の赤字補塡のための国庫証券をも発行せざるをえなかったことを示している。しかもライヒ政府は1939年6月まで，3月末を除いて，支払資金の調達のために，ライヒ銀行法による運転資金信用の限度額1億RMとライヒ手形の限度額4億RMのすべてを利用し，さらに，ライヒ鉄道および郵便のための運転資金信用2億RM全額の流用を受けている[63]。そして7月からは，ライヒ銀行法によるライヒ銀行の政府への信用供与の制限はなくなり，ライヒ政府は同年末には約8億RMの運転資金信用をライヒ銀行から受けるにいたっている。

（4） 1939年における国防軍支出

ライヒ国庫の窮迫が続くなかで，12月7日，カイテルは三軍の司令官にたいして，財政状況の悪化を理由として，11月以降年度内の支出総額を68億5,000万RMに制限することを指示した。ただし，この限度設定は，1938年度支出実績との比較から考えて，支出水準の実質的な切り下げではなく，1938年度の10月までの月平均支出額とほぼ同額に11月以降の支出を維持することを目標としたものだったと思われる。しかし，さきに見た政治状況のもとで，年度下半期には上半期以上の支出需要があっただろうと考えられることからすれば，国防軍にとって苦しい状況の到来を意味するものであったことは確かである[64]。支出の内訳については，陸軍では武器装備，海軍では艦船建造，港湾・船渠の建設，空軍では武器装備を優先させ，武器の備蓄や要塞の建設等は二次的なものとして扱うこととされた。さらにまた，同じ指示によって，1939年度予算では国防軍全体について総額115億RM以上の資金の割り当ては不可能であることを予告している[65]。これは，1937年度の支出実績を5億RM上回るにすぎない金額であり，先のドレーヴスの報告書では，1939年度の国防軍の支出需要は165億RMに達するものと予想されていたことからも[66]，国防軍がかなり厳しい状況判断を

注（61） "Reichsbankausweis vom 31. Dezember 1938", bearb. v. Bayrhoffer u. Geißler, den 5. Jan. 1939, in : BA : R 2/13475.

（62） 本稿注（59）に同じ。

（63） "Reichsbankausweis vom 31. Januar 1939 u. 28. Februar 1939", bearb. v. Bayrhoffer u. Geißler, den 4. Febr. 1939 u. den 3. Mär. 1939, in : BA : R 2/13476. シュヴェリン・フォン・クロズィクは，戦後の裁判証言で，シャハトとの対立を決定的にしたライヒ大蔵省によるライヒ銀行信用1億RMの要求は，1938年12月末ではなく，1939年1月末の国庫収支対策のためだったと述べているが，記録文書による確認はできない。"Befragung des Zeugen Schwerin von Krosigk, Nürnberg, Vormittagssitzung 15. 4. 1947", in : Institut für Zeitgeschichte : Sp 1/12, B 1. 177.

（64） Mason〔1975a : 926 Anm. 33〕;〔1975b : 161〕は，この支出制限が実効をともなうものではなかったとしているが，その根拠は明確ではない。

強いられていたことが察せられる。なお，1939年1月には，同様の抑制の指示がライヒ防衛措置関係の支出についても出された。[67] このように，1938年末から翌年初めにかけて，国防軍は資金調達上の困難に遭遇してその打開の道を見出しえないまま，しかも他方では，軍備の拡張を計画していた。

東西両面に敵を想定した軍備拡張という総統命令と原材料や労働力の調達を含む軍需生産上の隘路とに挟まれながら，さらに，資金調達上の困難に直面した国防軍の内部では，かねてから存在していた三軍間での競合が一層顕著となり，原材料や労働力の割り当てをめぐって陸・海・空軍のあいだで鎬を削る戦いが繰り広げられた。1939年1月27日に決定された海軍の戦艦6隻，装甲艦4隻の建設を中心とするいわゆるZ計画の実行について，海軍は，陸軍および空軍を犠牲にした鉄鋼の割り当てを，これを有効に利用しうる造船施設がないにもかかわらず獲得した（第5－1図参照）。このことは，空軍指導者としてのゲーリンクの反撃を触発し，8月末には，空軍の軍備計画に海軍のそれと同等の優先順位がヒトラーによって認められた。[68] 陸軍は，先の38年12月15日の経済省の一部軍需物資の発注停止指令にかんして強い不満を示して，この指令の撤廃を総統に陳情した。それは，陸軍の兵器生産が棒鋼と薄板金に依存するところが大きかったという事情もあるが，この指令が例外として国の政策上「特に重要な部門」による発注を認め，その範囲に海軍を含めて陸軍を除外したことへの反撥にもとづくものだった。[69] 国防軍内部では，このように各軍がそれぞれ他の軍と原材料および労働力をめぐって敵対するという関係が形成されていった。[70]

このような一連の過程を国防軍支出の推移と照合するならば，次のとおりである。納入者国庫証券の38年度上半期における発行高は28.5億RM，下半期のそれは約27億RMだったから，年度をつうじてその月平均発行高には大きな差はない（上半期4億7,500万RM，下半期4億5,000万RM）。したがって，国防軍支出の停滞は，主として経常財源による支出について起こったものと考えられる。これに続く1939年4～8月の国防軍支出の動向を見ると，その全体としての対前年増加率は10％に止まり，1938年度の軍事費の対前年度増加率が60％弱だったのに比較して著しく低く，39年前半にかけて国防軍支出が停滞傾向にあったと見ることができる（第5表参照）。それは，38年夏の飛躍的な軍需発注に起因する混乱の持続の結果と考えてよいだろう。しかし，この一般的な傾向のなかで，39年4～8月の支出の対前年増加率が最も高かったのは海軍であり，ついで空軍だった。このことは，第5－1図における海軍の鉄鋼消費量の39年4月以降の上昇，そして，この節の最後に指摘し

注（65） Chef OKW, 58a 40 38 gK/1157/38 gK, den 7. Dez. 1938, in：BA-MA：Wi IF 5/203. この指示を受けて，各軍においては，司令官の名において具体的な指示が下位部局に通達された。Thiele〔1944：18〕によれば，陸軍と空軍では，給養費の支払停止を含む支出制限措置を講ぜざるをえないほどの状況になったとのことである。

（66） 本稿注（42）に同じ。

（67） OKW, WFA/L Nr. 203/39 g. Kdos IVb, betr. Sperrung der RV-Sondermittelausgaben 1938, den 27. Jan. 1939, in：BA-MA：Wi IF 5/328.

（68） Deist〔1979：501-512〕.

（69） Oberbefehlshaber des Heeres, Nr. 64/39 g. Kdos., an Führer, den 10. Febr. 1939, in：BA-MA：RH 15/151，および，これに付属する一連の文書。

（70） Geyer〔1984：153〕.

第5表　国防軍支出の推移（1938年度および39年4～8月，100万RM）

	1938年度		1939年4～8月		月額の増加率（%）
	（総　額）	（月　額）	（総　額）	（月　額）	
国防軍統合司令部	391.9		134.1		
陸　　軍	9,136.9	761.4	3,870.3	774.1	101.7%
海　　軍	1,632.4	136.0	1,008.8	201.8	148.4
空　　軍	6,025.8	502.2	2,919.7	583.9	116.3
計	17,187.0	1,432.3	7,932.9	1,586.6	110.8

資料出所：*Reichshaushaltserechnungen 1938-1939* より筆者が算定した。1939年度の歳出の開戦前後の振り分けについては，大島〔1986：87　注81〕を参照されたい。

第6表：納入者国庫証券の発行実績（100万RM，%）

	1938年度		1939年4月		合　計	
陸　　軍	2,467.72	44.5%	365.0	56.2%	2,832.72	45.7%
海　　軍	614.895	11.1	65.0	10.0	679.895	11.0
空　　軍	2,467.31	44.5	220.0	33.8	2,687.31	43.3
計	5,549.925	100.0	650.0	100.0	6,199.925	100.0

資料出所：Wirtschaftsstelle des OKW, betr. Zahlungen, Stichtag 31. 3. 1939, in：BA：R 2/3230；"Die Finanzierung der Wirtschaftsgruppen während des Hitlerregimes", bearb. v. Archiv des ehem. Reichsfinanzministeriums, A 653/48, den 4. Aug. 1948, in：BA：R 2 Anh/37.

た原料割当における海軍の相対的な優位と符合している。

なお，納入者国庫証券の制度は，予定を1カ月超えて1939年4月末で打ち切られた。これに代わって国防軍支出の資金調達に用いられたのは，「新財政計画」にもとづく租税証券（IおよびII）である。その手段を公債の増発に求めなかったのは，ライヒ財政の公債費負担の一層の増加を避けるためだったと思われる。新制度のもとでは，ライヒ等の公共団体の民間企業に対する支払は40%を現金で支払い，60%についてこの租税証券を交付することとされた。なお，この証券は，そのIがライヒ銀行での担保物件としての資格を認められたに止まる。この証券は，発行後間もなく相場の下落に見舞われ，39年11月1日をもって発行を停止された。

そして，この間，39年1月7日，シャハトを筆頭とするライヒ銀行理事会の全員が署名し，ライヒの財政金融政策，ことに軍事財政にたいする明確で厳しい批判を展開した書簡がヒトラーに送付された。これによって総裁シャハトと理事全員が解任された。(71) 理事7名のうち2名は再任され，1

注（71）Der Präsident des Reichsbank-Direktoriums, an den Führer und Reichskanzler, Vertrauliche Reichsbanksache, den 7. Jan. 1939, in：BA：R 43 II/234. なお，この書簡の内容は，Hansmeyer et al.〔1976：380 ff.＝1984：464 ff.〕において紹介されているので，参照されたい。なお，シャハトは，戦後の著書のなかで，この書簡送付の直接の契機として，1938年末の国庫危機対策とメフォ手形償還方針にかんするライヒ大蔵省との意見の対立をあげている。Schacht〔1949：86 ff.〕非難の対象とされたシュヴェリン・フォン・クロズィクは，このシャハトの叙述について，戦後に公刊した回顧録で反論し，自らの立場の正当化を試みているので，あわせて参照されたい。Schwerin von Krosigk〔1974：282 f.〕.

月20日に次期総裁に任命されたフンクのもとで，新任の3名の理事とともに理事会を構成することとなった。シャハトの書簡については，ここであらためて紹介するまでもない。シャハト自体，1937年初頭以来ゲーリンクとの対立のなかで経済政策の指導的地位を追われ，この時点では，通貨信用政策の面でも権力を喪失していた。[72] シャハトが最後まで固執したのは，金融市場および資本市場に対する統制権を自らの手に確保することだったが，[73] これもヒトラーとゲーリンクによって完全に無視されて終わった。[74] ライヒ銀行総裁もまた，ライヒ大蔵大臣と同様，ナチス指導部によってその権力を空洞化され，解体されていたのである。

ライヒ銀行指導部の人事交替と6月17日のライヒ銀行法の改正とがどのような脈絡にあったのかは，筆者には必ずしも明らかではない。この法律改正は，当時はさして論議の対象とならずに実現したといわれる。[75] 1936年以来政府部内で続けられてきた戦時財政体制の準備作業のなかでは，戦時の資金需要の充足のためにどのような手段を取るべきかについて，この時点では何らの合意も得られておらず，中央銀行信用による戦費の調達という方策が特に検討されたわけでもない。いずれにせよ，このライヒ銀行法改正によって，ライヒ銀行の総統権力への完全な従属とライヒ銀行運営における指導者原則が確認されると同時に，[76] 国防軍支出の調達に止まらず，ライヒ財政の赤字総体を補塡する仕組みとして，ライヒ銀行による政府への信用の無制限の供給が可能となったのである。それは，将来に向けて一層巨大なインフレ要因を形成することになるとしても，当面は国庫の資金不足を解消し，したがってまた，少なくとも財政面からする軍備拡張の制約を取り去るものではあった。

文献目録

Blaich, Fritz 1987 *Wirtschaft und Rüstung im "Dritten Reich"*, Düsseldorf, Schwann.

Broszat, Martin 1971 "Der Staat Hitlers", Institut für Zeitgeschichte (hrsg. v.) *Deutsche Geschichte seit dem ersten Weltkrieg.* Bd. 1, Deutsche Verlagsanstalt, Stuttgart.

注 (72) シャハトは，1937年11月ライヒ経済相と戦争経済全権委員を辞任し，その後任にはフンクが1938年2月7日に任命された。最近の研究 (Harold James) によれば，シャハトは1936年以降，イギリスを介してアメリカの政府高官と接触を保ち，アメリカへの亡命とアメリカでの然るべき政府関係のポストへの就職の可能性を打診していたといわれる。"Der unveränderte Primat der Politik. Eine Berliner Tagung zur Kontroverse über die Rolle der Unternehmer im Dritten Reich", *Frankfurter Allgemeine Zeitung,* den 1. Apr. 1987, S. 35.

(73) この関連の資料として，"Chefbesprechung vom 31. Mai 1933, 16.15 Uhr", in Minuth〔1983: 1-533 Anm. 12〕を参照されたい。

(74) Reichsbankdirektorium, II 9110, an Goering, den 22. Aug. 1938, (Abschrift), in: BA: R 43 II/529 c. この文書へのライヒ首相官房の書き込みによれば，1938年11月4日現在，近い将来にシャハトとの面談がおこなわれる予定はないとされている。

(75) Wandel〔1983: 174〕.

(76) Der Präsident des Reichsbank-Direktoriums, an Lammers, den 31. Mai 1939, in: BA: R 43 II/232.

Deist, Wilhelm 1979 "Die Aufrüstung der Wehrmacht", Militärgeschichtliches Forschungsamt (hrsg. v.) *Das deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg,* Bd. 1, Deutsche Verlagsanstalt, Stuttgart.

Deutsche Bundesbank (hrsg. v.) 1976 *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975,* Verlag Fritz Knapp.

Deutsche Reichsbank (hrsg. v.) 1933-39 *Verwaltungsberichte,* Berlin.

Dieben, Wilhelm 1949 "Die innere Reichsschuld seit 1933", in *Finanzarchiv,* NF Bd. 11, S. 656 ff.

Düllfer, Jost 1973 *Weimar, Hitler und die Marine: Reichspolitik und Flottenbau 1920-1939,* Droste Verlag.

Geyer, Michael 1981 "Rüstungsbeschleunigung und Inflation. Zur Inflationsdenkschrift des Oberkommandos der Wehrmacht vom November 1938", *Militärgeschichtliche Mitteilungen* [1981 : 2 : 121 ff.].

Geyer, Michael 1984 *Deutsche Rüstungspolitik 1860-1980,* Suhrkamp.

Herrmann, Kurt A. 1939 "Die Sonderwechsel im deutschen Kreditsystem", in : *Bank-Archiv,* Jg. 1939, Nr. 4, S. 87 ff.

Hill, Leonidas E. (hrsg. v.) 1974 *Die Weizsäcker-Papiere 1933-1950,* Propylaen Verlag.

Länderrat des amer. Besatzungsgebietes 1949 *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944,* München.

Mason, W. Timothy 1975 a *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936/1939,* Westdeutscher Verlag.

Mason, W. Timothy 1975 b "Innere Krise und Angriffskrieg 1938/1939", Forstmeier et al. (hrsg. v.), *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des zweiten Weltkrieges,* Droste Verlag.

Minuth, Karl Heinz (hrsg. v.) 1983 *Akten der Reichskanzlei. Die Regierung Hitler,* Teil I : 1933/34, Harald Boldt Verlag, Boppard am Rhein.

Müller, Klaus Jürgen 1980 *General Ludwig Beck: Studien und Dokumente zur politisch-militärischen Vorstellungswelt und Tätigkeit des Generalstabschefs des deutschen Heeres 1933-1938,* Schriften des Bundesarchivs 30, Harald Boldt Verlag, Boppard am Rhein.

大島 通義 1986 「第三帝国における軍事費の手形金融」，三田学会雑誌，79巻1号。

Pentzlin, Heinz 1980 *Hjalmar Schacht. Leben und Wirken einer umstrittenen Persönlichkeit,* Ulstein, Berlin.

Prion, Walter 1938 *Das deutsche Finanzwunder: Die Geldschaffung für den dentschen Wirtschaftsaufschwung,* 3. Aufl, Bln, Franke=1944, 独逸の財政建設，金融研究会訳，ダイヤモンド社。

Schacht, Hjalmar 1949 *Abrechnung mit Hitler,* Michaelis Verlag, Berlin.

Thiele 1944 "Vortrag : Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939", gehalten am 12. 7. 1944, available from the Library and Records Department of the Foreign and Commonwealth Office, Great Britain.

Trial of Major War Criminals before the International Military Tribunal, Nuremberg, 1949.=*TMWC.*

Trial of War Criminals before the Nuremberg Military Tribunal, Nuremberg, 1950-53., Washington. = *TWC.*

Volkmann, Hans Erich 1975 "Außenhandel und Aufrüstung in Deutschland 1933 bis 1939", in Forstmeier et al. (hrsg. v.), *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges,* Droste Verlag.

Wandel, Eckhard 1983 "Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945)", G. Aschhoff et al. (hrsg. v.) *Deutsche Bankengeschichte,* Bd. 3, Frankfurt am Main.

（経済学部教授）